

2011年10月

貿易関係証明申請者の皆様へ

横浜商工会議所 国際部

シンガポール向け食料品等に関する産地証明の開始について

福島原発事故による放射性物質の飛散への懸念から、各国・地域では日本からの貨物に対する輸入規制を実施しており、特に日本産の食品関係については、最終加工や収穫を行った都道府県を証明する日本の政府機関等が発行した「産地証明」（実務上は都道府県の農政関連の窓口にて受付）が求められるケースがあります。

農林水産省ではこうした輸入規制を受け、各国・地域に対して規制の緩和を求める働きかけを行ってきましたが、このたび、シンガポール向けの食料品の輸出については、同国政府が承認した指定フォームに対して商工会議所が認証「サイン証明」方式でも上記の都道府県発行の産地証明に準ずるものとして認められることになったので、商工会議所でも対応願いたい旨協力要請がありました。

つきましては、本件にかかる当所でのサイン証明については次の通り行いますので、ご案内かたがたお知らせいたします。

1. 申請方法

輸出者のレターヘッドを使用し、別紙フォーマットに則して作成し、下記典拠書類を添えてご申請ください。指定フォーマットに則していない場合や商工会議所の認証スペースが確保されていない場合など、発給申請をお受けできないことがありますので、ご注意ください。

なお、輸出先がシンガポール以外の場合は、従来どおり都道府県の窓口にご相談ください。

2. 典拠書類

次の書類2点を添えてご申請ください。

- (1) 当所に登録済み肉筆サインが入った商業インボイス（実態確認のため）
- (2) 最終加工や収穫を行った都道府県が製品ごとに客観的に確認できる資料（農協の出荷表等）

3. 本件にかかるサイン証明の対応期間

2011年8月15日（月）から2011年12月28日（水）までの通常営業日、受付時間は通常と同様、午前（9:00～11:30）、午後（13:00～16:30）です。

ただし、シンガポール政府が上記期間内に日本産の食品の輸入規制を解除した場合は、その解除日をもって本件にかかるサイン証明の発給を終了します。

4. その他

輸出する産品が「産地証明」が必要か否かについての確認については、農林水産省国際部輸出促進室（電話：03-3502-3408）まで直接ご照会ください。

【参考 URL】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#singapore

《本件お問い合わせ先》

横浜商工会議所 国際部
Phone: 045-671-7406